

*別添

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する

サービス継続支援事業申請にあたっての留意事項

1. 補助の対象事業所

- ①休業要請を受けた事業所のみならず、
 - ②利用者又は職員に感染者が発生した事業所等
 - ③濃厚接触者に対応した事業所等
 - ④通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所
 - ⑤上記①、②及び自主的に休業した介護事業所等と連携した事業所等
- を助成の対象とします。

※具体的には、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和2年7月27日 高第489号 島根県高齢者福祉課長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）3（1）、（2）を確認ください。

1. 補助の対象経費

・利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。

・事業所等からの申請額の総計が、県の予算を上回る場合は、基準額を下回る申請であっても調整の上交付決定を行う場合があります。

※従前から勤務している者及び通常の介護サービスの提供を行う者に係る人件費を除く。
また、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは本事業の対象となりません。

2. 補助上限額

実施要綱別表のとおり

3. 補助対象の期間

令和3年3月31日までにかかる費用が対象

※詳細は実施要綱等を確認すること

4. 各事業所における交付申請手続き

(1) 島根県健康福祉部高齢者福祉課ホームページから申請様式を取得

(2) 申請様式の記入

10桁の介護保険事業所番号も必要です

※介護保険事業所番号を有さない事業所は「9999999999」を入力してください。

(3) 申請様式を提出

上記(1)で取得した様式に必要な事項を記入したものを、島根県健康福祉部高齢者福祉課に提出してください。

※本書は紙で郵送の上、助成金申請書(excel)をメールで送付してください。

(メールアドレス) … kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp

5. 申請受付スケジュール

受付月	受付期間
7月分	令和2年7月28日～7月31日
8月分	令和2年8月17日～8月31日
9月分	令和2年9月15日～9月30日
10月分	令和2年10月15日～10月30日

※ 11月以降も申請受付は可能です。

※ 最終の申請締め切りは、令和3年2月末日を予定しています。

6. 交付申請書受付後の流れ

(1) 申請書類の確認及び交付決定

提出された申請書類を県が内容確認し、補助金の交付を決定します。(決定後、県から交付決定通知書を送付します)

(2) 補助金の振込(概算払請求を行う場合)

交付決定後、概算払請求をした場合は、原則島根県国民健康保険連合会から介護報酬の振込用に登録されている口座に補助金を振り込みます。ただし、県から直接振り込みを行う場合もあります。

なお、申請者と受領者(支払先)が違う場合は受領委任状を提出してください。

※例 … 申請者(法人理事長等) ・ 受領者(事業所施設長等)

7. 事業完了後の精算手続き

(1) 補助金実績額の報告

補助事業完了後1か月以内又は事業完了年度のいずれか早い日までに、補助金の実績報告書を、島根県健康福祉部高齢者福祉課までご提出ください。

※本書は紙で郵送の上、助成金申請書(excel)をメールで送付してください。

(メールアドレス) … kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp

(2) 補助金の精算

実績報告に基づく補助金確定額が、交付決定額(振込済額)よりも少ないときは、差額を返還していただくことになります。

なお、概算払請求を行っていない事業所については、6.(2)と同様の方法で精算額を振り込みます。申請者と受領者が違う場合は、実績報告書に受領委任状を添付してくだ

さい。

8. 重要事項

- (1) 補助金の交付申請は、原則1事業所1回です。
- (2) 報告書提出時には、領収書等の写しなど、支出証拠書類についてもご提出いただきますので、関連する領収書等は必ず保管しておいてください。
なお、事業完了後県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう各事業所で交付要綱に定める年数保管いただく必要があります。過失による保管義務違反に対しては、補助金を返還いただく場合もあります。
- (3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したときは、速やかに報告してください。
- (4) 令和2年度島根県介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱の内容を必ずご確認の上、申請してください。

9. その他

- (1) 本事業とは別に、令和2年6月12日付けで厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」（以下「緊急包括支援事業」という。）が提示されました。

本事業と、「緊急包括支援事業」の対象経費は重複するものがありますが、それぞれ目的が異なるものであり、両事業の違いは、対象となる事業所・施設等、及び対象経費です。詳細は各実施要綱をご確認ください。

10. お問い合わせ先

島根県健康福祉部高齢者福祉課

電話番号：0852-22-5928・5798（受付時間は平日9:00-16:45）

メール：kaigo-keizoku@pref.shimane.lg.jp

※質問はホームページに掲載されている質問票に記載の上、上記メールアドレスに送付ください。

10. 実績報告書等の郵送先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部高齢者福祉課（介護サービス継続支援事業担当）